

## 「亜鉛」に係る暫定排水基準の適用について

「亜鉛」の下水排除基準につきましては、平成23年12月10日まで、電気めっき業など10業種に属する特定事業場に対して暫定排水基準が適用されておりましたが、平成23年10月28日に「排水基準を定める省令」が改正となり、日排水量50m<sup>3</sup>以上の特定事業場につきましては、以下のとおり暫定排水基準の適用業種が改められ、平成23年12月11日から適用されています。

○暫定排水基準（特定事業場に適用される。）

	業種	適用される 下水排除基準
暫定排水基準 適用期間延長 (平成33年12月10日まで延長)	電気めっき業、金属鉱業、 下水道業(金属鉱業、電気めっき業に属する特定事業場から排出される水を受け入れるものであって、一定の条件に該当するものに限る。)	5mg/L以下
本則基準に移行 (平成23年12月11日から適用)	無機顔料製造業、無機化学工業製品製造業(ソーダ工業、無機顔料製造業、圧縮ガス・液化ガス製造業及び塩製造業を除く。以下同じ。)、表面処理鋼材製造業、非鉄金属第一次製錬・精製業、非鉄金属第二次製錬・精製業、建設用・建築用金属製品製造業(表面処理を行うものに限る。)、溶融めっき業	2mg/L以下

なお、暫定排水基準の対象となる特定事業場から排出される汚水を処理する、いわゆる共同処理場についても、暫定排水基準が適用されます。